

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

小樽商科大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
	領域2 内部質保証に関する基準	8
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	18
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
	領域5 学生の受入に関する基準	30
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	34
	基準の判断 総括表	34
	商学部	35
	商学研究科	42

## I 大学の現況、目的及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 小樽商科大学  
 (2) 所在地 北海道小樽市  
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	商学部
大学院課程	商学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部2247人、大学院101人
教員数	専任教員数：115人、助手数：2人

### 2 大学等の目的

小樽商科大学学則第1章及び小樽商科大学大学院学則第1章において、本学の目的をそれぞれ以下のとおり定めている。

（小樽商科大学学則）

第1条 本学は、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。

2 本学は、前項の目的を達成するために、多様な学問分野の修得と課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践するとともに、それを支える高い水準の研究を推進し、国際交流の促進、学習環境の改善、課外活動の支援及び教職員と学生の交流等に努める。

（小樽商科大学大学院学則）

第1条 小樽商科大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。

### 3 特徴

本学は、明治44年、我が国5番目の官立高等商業学校である「小樽高等商業学校」として創立され、昭和24年、戦後の学制改革に伴い、小樽商科大学として単独昇格した歴史をもつ、国立大学唯一の商科系単科大学である。

商学部は「経済学科」「商学科」「企業法学科」「社会情報学科」の4学科から構成され、創立以来「実学・語学・品格」を教育理念とし、大学憲章には「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る」ことを掲げている。

ディプロマ・ポリシーにおいては「豊かな教養と外国語能力を基礎とした深い専門知識を有し、グローバルな視点から地域経済の発展に寄与し、広く社会に貢献できる人材の育成」を教育目的と定めており、このような能力「幅広い知識を使いこなす能力（Tの横軸）」及び「特定の分野に関する深い知識・能力（Tの縦軸）」を身につけた人材を「T型人材」と呼び、自学科だけでなく学科を超えた科目の履修を推奨してきた。

平成25年8月、本学は「教育」「研究」「社会貢献」の全てにおいて、北海道経済の発展を担うために、『No.1 グローカル大学宣言』を行った。同年「地（知）の拠点整備事業」（COC 事業）に採択され、地域志向の教育・研究を全学的に推進し、地域と世界をつなぐ大学へと改革を進めてきた。

第3期中期目標期間においては、本学のビジョンとして「北海道経済の発展に寄与する『グローバル人材』を育成する」と定めた。このビジョンの達成に向けて、中期目標における大学の基本的な目標では、「グローバル時代における地域（北海道）マネジメント拠点としての社会的役割を果たすため、教育面では、本学が目指すグローバル人材の育成を行うために、アクティブラーニングの深化・充実を図るとともに、グローバル・マネジメントプログラムを発展させた新たな教育課程の構築を行う。」ことを掲げ、平成27年度に設置した全学的教育研究支援組織「グローバル戦略推進センター（CGS:Center for Glocal Strategy）」を司令塔として推進してきた。

大学院商学研究科は、昭和46年、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を目的として設置された。社会に生起する諸問題を多様な側面から分析し解決策を引き出す能力（研究能力）を育成することによって、知識基盤社会で活躍できる高度専門職業人・研究者を養成する。

第3期中期目標期間では、「現代社会の諸分野において貢献し得る、高度な専門的知識・研究能力を有する人材の育成を行う」ことを掲げた。

現代商学専攻博士前期課程は、学部の基礎の上に立って、現代の多様で豊富な内容をもつに至った商学分野において、広い視野と深遠な学術研究に基づいた教育を行うことを目的としている。具体的には、研究者養成の基礎としての役割を担い、また社会の各方面で、専門的知識に裏打ちされた深い見識と指導力を発揮できる人材の育成を目指している。近年の社会のニーズに対応して提供する教育内容を拡充し、社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的知識・能力を有する人材の育成を目的として、経済理論研究や日本及び国際経済の分析等を扱う「経済学コース」、グローバル市場とビジネスを対象にした分析と体系化等を扱う「国際商学コース」、専門的・体系的な企業法務等を扱う「企業法学コース」及び企業や社会の情報・プロジェクト管理等を扱う「社会情報コース」の4コースを設けている。

現代商学専攻博士後期課程は、特定のテーマについて研究を深め、研究成果を博士論文に結実させる「テーマ研究」型大学院である。流通、金融、経営及び会計という中核的な「商学」の領域を研究対象とし、ビジネスの環境や諸制度に関する理解と研究を深める科目群、最新のビジネス・ツールに関する科目群を配置し、ビジネスの複合性、多様性を理解し、研究を進める。

アントレプレナーシップ専攻（通称OBS（Otaru Business School））は専門職学位課程として平成16年度に設置された。ディプロマ・ポリシーにおいては「経済活性化を最優先課題とする北海道において、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの育成」を目的としており、トレーニングや実践性を重視した積み上げ式の教育課程を編成している。経営管理に関する最新の知識に基づき、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーター

の果たすべき役割を理解し、企業・非営利組織の問題を発見し、解決策を立案する能力を身につけた者に対して、MBA (Master of Business Administration : 経営管理修士 (専門職) ) の学位を授与する。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			
【改善を要する事項】			
特になし			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式</a>		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	<a href="#">1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-2-2] 男女共同参画推進のため、平成30年度から学長特別補佐（男女共同参画担当）を配置するとともに、育児目的休暇の新設や男女共同参画を推進するためのセミナー等を開催することで、ジェンダーバランスの改善に取り組んでいる。女性教員比率は平成28年度14.9%、平成29年度15.1%、平成30年度15.0%、令和元年度15.7%、令和2年度16.1%と一定の水準を維持してきた。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			
【改善を要する事項】			
特になし			

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）		
	<a href="#">1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</a>		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-01 小樽商科大学学則</a>	p. 2 (2条)	
	<a href="#">1-3-1-02 小樽商科大学大学院学則</a>	p. 1 (2条、3条、4条)	
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程</a>	p. 2~3 (8条、9条、10条、11条)	
	<a href="#">1-3-1-04 小樽商科大学言語センター規程</a>	p. 1 (4条)	
	<a href="#">1-3-1-05 小樽商科大学保健管理センター規程</a>	p. 1 (5条)	
	<a href="#">1-3-1-06 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程</a>	p. 1 (4条)	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	<a href="#">1-3-1-01 小樽商科大学学則</a>	p. 2 (2条)	再掲
	<a href="#">1-3-1-02 小樽商科大学大学院学則</a>	p. 1 (2条、3条、4条)	再掲
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程</a>	p. 2~3 (8条、9条、10条、11条)	再掲
	・責任者の氏名が分かる資料		
<a href="#">1-3-1-07 役職員名簿</a>			
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）		
	<a href="#">1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	・教授会等の組織構成図、運営規定等		
	<a href="#">1-3-2-01 組織機構図</a>		
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程</a>	p. 5~9 (14条、15条、16条、17条、18条、19条)	再掲



【分析項目 1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）		
	<a href="#">1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>		
	・組織構成図、運営規定等		
	<a href="#">1-3-2-01 組織機構図</a>		再掲
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程</a>	p. 4 (13条)	再掲
	<a href="#">1-3-3-01 小樽商科大学教務委員会規程</a>	p. 1 (1条、2条、3条)	
	<a href="#">1-3-3-02 小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻教務委員会規程</a>	p. 1 (1条、2条、3条)	
	<a href="#">1-3-3-03 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教務委員会規程</a>	p. 1 (1条、2条、3条)	
<a href="#">1-3-3-04 国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会規程</a>	p. 1 (1条、2条、3条)		
<a href="#">1-3-1-06 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程</a>	p. 2 (7条、8条、9条)	再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 本学の全学的な教育・研究の支援及び産学連携・地域連携活動を行うことを目的として、平成27年4月にグローバル戦略推進センターを発足した。本センターを司令塔として、これまで蓄積してきた実践的な教育方法、国際交流、産学官連携のネットワークを相互に連携・融合させ、本学の機能強化に資する取組を推進するとともに、新たに設置した研究支援部門による全学的な研究支援による研究力の強化、ステークホルダーとの協働による戦略的な大学運営に取り組んでいる。			
【改善を要する事項】 特になし			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） <a href="#">2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>	p.1（2）	
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程</a>	p.9（20条）	再掲
	<a href="#">2-1-1-02 国立大学法人小樽商科大学大学評価実施規程</a>	p.1（3条、4条）、 p.2（13条）	
	<a href="#">2-1-1-03 国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程</a>	p.1（1条、2条、3条、7条）	
	[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） <a href="#">2-1-2 教育研究上の基本組織一覧</a>	
・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>		p.1（2）	再掲
<a href="#">1-3-1-01 小樽商科大学学則</a>		p.2（2条、3条）	再掲
<a href="#">1-3-1-02 小樽商科大学大学院学則</a>		p.1（2条、3条、4条）	再掲
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）			

[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	<a href="#">2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>		再掲
	<a href="#">2-1-3-01 国立大学法人小樽商科大学施設委員会規程</a>	p.1（5条）	
	<a href="#">2-1-3-02 小樽商科大学附属図書館規程</a>	p.1（3条）	
	<a href="#">2-1-3-03 小樽商科大学情報総合センター規程</a>	p.1（6条）	
	<a href="#">2-1-3-04 小樽商科大学学生委員会規程</a>	p.1（5条）	
	<a href="#">2-1-3-05 小樽商科大学グローバル戦略推進センターグローバル教育部門規程</a>	p.1（5条）	
<a href="#">1-3-1-05 小樽商科大学保健管理センター規程</a>	p.1~2（5条、6条）	再掲	
<a href="#">2-1-3-06 小樽商科大学アドミッションセンター規程</a>	p.1（4条、6条）		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-1-1]「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」では、「2. 実施体制及び責任」で定める体制を末尾の別紙に図示している。内部質保証の推進組織を大学改革推進室、自己点検・評価の責任組織を大学評価委員会とし、大学評価委員会は、部局等が実施する自己点検・評価結果を分析・検証し、大学改革推進室に報告する。 なお、「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」で定める自己点検・評価の項目は、「小樽商科大学大学評価実施規程」で定める自己点検・評価の実施事項を、内部質保証の観点からより詳細に記載している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b> 特になし			
<b>【改善を要する事項】</b> 特になし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>	p.1(3)、別表	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-2)		
	<a href="#">2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>	p.1(3)、別表	再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧(別紙様式2-2-3)		
	<a href="#">2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>	p.1(3)、別表	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業(修了)生、卒業(修了)生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4)		
	<a href="#">2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>	p.2(4)	再掲
	<a href="#">2-2-4-01 大学改革推進室における学内外の意見聴取結果の検討に関する申合せ</a>		
	<a href="#">2-2-4-02 令和2年度「授業改善のためのアンケート」実施要領</a>		
	<a href="#">2-2-4-03 「大学院FDアンケート」実施要項</a>		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧(別紙様式2-2-5)		
	<a href="#">2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</a>		
	・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>	p.2(4、5)	再掲
	<a href="#">2-2-4-01 大学改革推進室における学内外の意見聴取結果の検討に関する申合せ</a>		再掲

<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） <a href="#">2-2-6 実施の責任主体一覧</a></p>		
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a></p>	p.2（5）	再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-2-4] 「大学改革推進室における学内外の意見聴取結果の検討に関する申合せ」は意見聴取の種類と対象・実施時期等を定めており、実際の実施にあたっては、実施組織において別途意見聴取内容や評価方法を検討することとしている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>本学が進めてきたアクティブラーニングを中心とする教育効果の可視化・検証を進展させ、ディプロマ・ポリシーに基づく教育の内部質保証システムを確立させるため、CGSに教学IR室を設置して専任教員1名を配置するとともに、令和2年2月に、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに則して学生の学修成果を評価するためのアセスメント・ポリシーを策定し、継続的・自律的な教育の質保証に向けて体制を整備した。</p>	<p><a href="#">2-2-1-01 アセスメント・ポリシー</a></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 特になし</p>			
<p>【改善を要する事項】 特になし</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）  <a href="#">2-3-1 計画等の進捗状況一覧</a>		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等  <a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>  <a href="#">2-2-4-01 大学改革推進室における学内外の意見聴取結果の検討に関する申合せ</a>  <a href="#">2-3-2-01 小樽商科大学グローバル戦略推進センター教学IR室規程</a>  <a href="#">2-3-2-02 小樽商科大学グローバル戦略推進センター年報2020</a>	p.1（3、4）    p.1（2条、3条）  特集1	再掲    再掲
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等  <a href="#">2-3-3-01 「ヘルメスの翼に」小樽商科大学FD活動報告書（第11-13集）</a>  <a href="#">2-3-3-02 GMP修了生アンケート（平成29～令和2年度）（非公表）</a>  <a href="#">2-3-3-03 学生生活実態調査報告書（令和元年度）</a>  ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書  <a href="#">2-3-4-01 平成30年度小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻に対する認証評価結果</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 特になし			

【改善を要する事項】

特になし

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-1-1-01 小樽商科大学における内部質保証に関する方針</a>		再掲
	<a href="#">2-4-1-01 国立大学法人小樽商科大学役員会規程</a>		
	<a href="#">2-1-1-03 国立大学法人小樽商科大学大学改革推進室規程</a>	p.1 (2条、7条)	再掲
	<a href="#">1-3-3-04 国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会規程</a>	p.1 (2条)	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			
【改善を要する事項】			
特になし			



基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	<a href="#">2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）</a>		
	・明文化された規定類		
	<a href="#">2-5-1-01 国立大学法人小樽商科大学教員選考基準（非公表）</a>	p.1（2条、3条、4条、5条）	
	<a href="#">2-5-1-02 国立大学法人小樽商科大学教員選考基準細則（非公表）</a>	p.1（第2、第3）	
	<a href="#">2-5-1-03 国立大学法人小樽商科大学教員選考委員会規程（非公表）</a>	p.1（1条、2条）	
	<a href="#">2-5-1-04 教員の採用人事及び昇任人事に係る教育研究業績の審査における申合せ（非公表）</a>	p.1（2条、3条）	
	<a href="#">2-5-1-05 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程（非公表）</a>	p.1~2（2条、3条、4条、5条、6条、7条、8条、9条、10条）	
	<a href="#">2-5-1-06 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程に関する申合せ（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-07 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻担当教員の選考に関する内規（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-08 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程（非公表）</a>	p.1~2（3条、4条、5条、6条、7条、8条）	
	<a href="#">2-5-1-09 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考基準（非公表）</a>		
	<a href="#">2-5-1-10 国立大学法人小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻担当教員の資格審査に関する内規（非公表）</a>		
・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料			
<a href="#">2-5-1-11 教員公募要領（非公表）</a>			
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
<a href="#">2-5-1-12 教員公募要領（アントレ専攻）（非公表）</a>			

<p>[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	<p>・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）</p> <p><a href="#">2-5-2 教員業績評価の実施状況</a></p> <p>・明文化された規定類</p> <p><a href="#">2-5-2-01 国立大学法人小樽商科大学教員業績評価規程（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-5-2-02 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員の業績評価に関する規程（非公表）</a></p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）（非公表）</p> <p><a href="#">2-5-2-03 傾斜配分申し合わせ（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-5-2-04 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員業績評価実施要項（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-5-2-05 令和3年6月期勤勉手当における評価基軸（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-5-2-06 勤務成績に基づく昇給の際の昇給基軸（非公表）</a></p>	<p>p.1（2条、3条）</p> <p>p.1（4条）</p>	
<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）</p> <p><a href="#">2-5-3 評価結果に基づく取組</a></p> <p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p> <p><a href="#">2-5-2-03 傾斜配分申し合わせ（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-5-2-04 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員業績評価実施要項（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-5-2-05 令和3年6月期勤勉手当における評価基軸（非公表）</a></p> <p><a href="#">2-5-2-06 勤務成績に基づく昇給の際の昇給基軸（非公表）</a></p>		<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）</p> <p><a href="#">2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</a></p>		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</p> <p><a href="#">2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</a></p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p><a href="#">2-5-5-01 国立大学法人小樽商科大学事務組織規程</a></p> <p><a href="#">2-5-5-02 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程</a></p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>	<p>p.1（10条）、p.2（11条、12条）</p> <p>p.1（2条、3条）、p.2（4条）</p>	
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p> <p><a href="#">2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</a></p>		

	・ T A等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">2-5-6-01 国立大学法人小樽商科大学ティーチング・アシスタント実施要項</a>		
	<a href="#">2-5-6-02 国立大学法人小樽商科大学におけるティーチング・アシスタント実施に関する申合せ</a>		
	<a href="#">2-5-6-03 TA業務ハンドブック</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-5-1】アントレプレナーシップ専攻では、採用面接時の模擬講義のほか、昇任時には教員相互の授業参観を実施して、教育上の指導能力を把握している。			
【分析項目2-5-2】 【分析項目2-5-3】 業績評価結果がC（標準的な業績）またはD（改善を要する業績）であった教員に対しては、本人の希望に応じて面談を実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
特になし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
特になし			
<b>【改善を要する事項】</b>			
特になし			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和2年度における監事の監査報告書 3-1-1-03_令和2年度における監査法人の監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01_別紙様式3-1-2理由書		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 特になし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b> 特になし			
<b>【改善を要する事項】</b> 特になし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	<a href="#">1-3-1-03 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程</a>	p.3（12条）、p.4（13条）	再掲
	<a href="#">2-4-1-01 国立大学法人小樽商科大学役員会規程</a>	p.1（第1条、第2条）	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿		
	<a href="#">1-3-1-07 役職員名簿</a>		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	<a href="#">3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
新型コロナウイルス感染症の拡大をふまえ、令和2年3月に学長をトップとして執行部やグローバル戦略推進センター各部門長、保健管理センター所長等によって構成される「新型コロナウイルス・危機対策本部」を設置するとともに、4月には全学的な遠隔授業の実施に向けて「新型コロナウイルス危機対策プロジェクトチーム」を発足し、全教員（非常勤講師含む）を対象としたきめ細やかなFD研修や学生の通信環境に関する調査を実施するなど迅速な対応を行い、遠隔授業への円滑な移行を実現した。			
【改善を要する事項】			
特になし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	<a href="#">3-3-1 事務組織一覧</a>		
	・根拠となる規定類		
	<a href="#">2-5-5-01 国立大学法人小樽商科大学事務組織規程</a>	全体	再掲
	<a href="#">2-5-5-02 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程</a>	全体	再掲
	・事務組織の組織図		
	<a href="#">1-3-2-01 組織機構図</a>		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			
【改善を要する事項】			
特になし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） <a href="#">3-4-1 教職協働の状況</a>		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） <a href="#">3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
特になし			
<b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
<b>【優れた成果が確認できる取組】</b>			
<p>本学と帯広畜産大学、北見工業大学の経営統合に向け、今後新たな規程の制定や三大学の規程を統一化する等の作業が見込まれることから、三大学の職員が合同で研修を行うことにより職務遂行に必要な共通の基礎的知識を習得させることを目的とし、初の三大学合同研修として令和元年度に「法制執務知識研修」を実施した。会場に集った三大学の職員約30名に加え、各大学からテレビ会議システムを活用して10名が参加して、三大学の職員間の交流を促進するとともに、統合を見据えた共通の基礎的知識の習得に努めた。</p>			
<b>【改善を要する事項】</b>			
特になし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	<a href="#">3-5-1-01 国立大学法人小樽商科大学監事監査規程</a>	p.1 (4条、10条)	
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料 (直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等)		
	<a href="#">3-5-1-02 令和2年度監事監査計画</a>		
	<a href="#">3-1-1-02 令和2年度における監事の監査報告書</a>		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料 (直近年度の監査計画書等)		
	<a href="#">3-5-2-01 令和2年度会計監査予定 (非公表)</a>		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料 (直近年度の会計監査人による監査報告書等)		
	<a href="#">3-1-1-03 令和2年度における監査法人の監査報告書</a>		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定 (独立性が担保された主体であることが確認できるもの)		
	<a href="#">3-5-3-01 国立大学法人小樽商科大学経営監査室規程</a>	p.1 (2条)	
	・ 内部監査に関する規定		
	<a href="#">3-5-3-02 内部監査国立大学法人小樽商科大学内部監査実施要項</a>		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料 (直近年度の内部監査報告書等)		
	<a href="#">3-5-3-03 令和2年度9月期内部監査報告書</a>		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料 (直近年度の協議、意見交換の議事録等)		
	<a href="#">3-5-4-01 令和2年度第1回監査連絡会議事要旨 (非公表)</a>		
	<a href="#">3-5-4-02 令和2年度第2回監査連絡会議事要旨 (非公表)</a>		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 特になし			



<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>特になし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>特になし</p>

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） <a href="#">3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 特になし			
【改善を要する事項】 特になし			

## II 基準ごとの自己評価

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 <a href="#">認証評価共通基礎データ様式</a> ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） <a href="#">4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</a>		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） <a href="#">4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況</a> ・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 <a href="#">4-1-3-01 バリアフリーマップ</a> ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 <a href="#">4-1-3-02 土砂災害ハザードマップ</a> <a href="#">4-1-3-03 落雪危険箇所位置図</a> <a href="#">4-1-3-04 台風等豪雨時注意区域図</a> <a href="#">4-1-3-05 ロードヒーティング設備配置図</a>		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） <a href="#">4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査</a>		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） <a href="#">4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査</a>		再掲
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） <a href="#">4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
特になし			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 実学主義を掲げる本学の特徴的な学外学修のひとつとして、研究指導（ゼミナール）等において授業で学んだ知識を実際の企業活動の中で実践する学生ベンチャーの起業が挙げられる。平成28年度に整備した「学生起業サポートルーム」により活動を支援し、会計コンサルティングやゲストハウス運営などの企業活動が推進され、大学発企業数は、平成27年度3件から令和2年度8件まで増加している。			
【改善を要する事項】 特になし			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	<a href="#">4-2-1 相談・助言体制等一覧</a>			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	<a href="#">1-3-1-05 小樽商科大学保健管理センター規程</a>	p.1（2条、3条、4条、5条）	再掲	
	<a href="#">4-2-1-01 小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程</a>	p.1（2条、3条、4条、5条）		
	<a href="#">4-2-1-02 小樽商科大学学生何でも相談室規程</a>	p.1（2条、3条、4条、5条、6条、7条）		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	<a href="#">4-2-1-03 国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</a>	p.2（6条、8条）		
	<a href="#">4-2-1-04 国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室運用細則</a>	p.1（3条、9条）		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	<a href="#">4-2-1-05 生活支援制度の周知（OUCガイドブック）</a>			
	<a href="#">4-2-1-06 生活支援制度の周知（学園だより2021春）</a>			
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
	<a href="#">4-2-1-07 学生何でも相談室相談内容別利用者数（非公表）</a>			
	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	<a href="#">4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</a>			
	[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
<a href="#">4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</a>				
・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料				
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<a href="#">4-2-3-01 留学生ハンドブック</a>			
	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）			
	<a href="#">4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</a>			

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	<a href="#">4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</a>		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-01 本学ウェブサイトにおける奨学金情報ページ</a>		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-02 令和2年度奨学生数</a>		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-03 国立大学法人小樽商科大学修学支援基金規程</a>	p.1（3条）	
	<a href="#">4-2-5-04 授業料免除特別枠事業実施要項</a>		
	<a href="#">4-2-5-05 緑丘奨励金給付実施要項</a>		
	<a href="#">4-2-5-06 国立大学法人小樽商科大学チューデント・アシスタント実施要項</a>		
	・修学支援基金の利用実績が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-07 令和2年度修学支援基金決算書（非公表）</a>		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	<a href="#">4-2-5-08 小樽商科大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-09 小樽商科大学授業料免除及び徴収猶予取扱規則</a>		
	<a href="#">4-2-5-10 令和2年度 入学料免除実施額（非公表）</a>		
	<a href="#">4-2-5-11 令和2年度 授業料免除実施額（非公表）</a>		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
<a href="#">4-2-5-12 小樽商科大学学生寮管理運営規程</a>	p.2（12条、13条）		
<a href="#">4-2-5-13 R3輝光寮入居状況</a>			
<a href="#">4-2-5-14 小樽商科大学国際交流会館規程</a>			
<a href="#">4-2-5-15 小樽商科大学国際交流会館使用細則</a>	p.1（6条）		
<a href="#">4-2-5-16 国際交流会館使用状況</a>			
<a href="#">4-2-5-17 国立大学法人小樽商科大学授業料等徴収規程</a>	p.4（別表1）		
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
<a href="#">4-2-5-18 小樽商科大学新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金 募集要項</a>			
<a href="#">4-2-5-07 令和2年度修学支援基金決算書（非公表）</a>		再掲	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活が困窮している学生に対し、令和2年度前期に「小樽商科大学新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金」として、同窓会組織からの寄附金1,500万円を活用した支援を行った。</p> <p>○ 平成28年度に北海道で初となる修学支援組織として専任教員1名及びカウンセラー2名により組織する「特別修学支援室」を保健管理センターに設置し、関係課室等と連携して、障がいのある学生に学修及び研究を行う上で必要な支援を行う体制を整備した。支援を必要とする学生の情報は、特別修学支援室長（専任教員）が学部・大学院合同教授会で報告を行い全教員に周知することで、全学的な支援体制を敷いている。また、平成29年度から特別修学支援室長の指導の下、心理学ゼミ所属学生によるピアサポート活動として「ピアサポートルーム」を開室し、履修・レポート相談、生活相談に随時応じるとともに、ゼミ選択のための相談会や学科選択のための相談会を開催するなど、幅広い観点から学生生活のサポートを実施している。なお、「ピアサポートルーム」の活動にあたっては、学生へのピアサポーター教育プログラムの実施や「北海道ピア・サポートコンソーシアム」への参加等を通じ、支援の質の向上に努めた。令和元年度末からの新型コロナウイルス感染拡大時には、主に新生や一人暮らしの学生を対象にメンタル面でのサポートを行い、参加学生の精神的なケアにも大きく貢献している。</p>			
【改善を要する事項】			
特になし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 <a href="#">5-1-1-01 アドミッション・ポリシー</a>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
特になし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>新たな入試制度を見据えた実施体制を体系的に整備するための入試関連業務を包括的に意思決定するための組織として、平成28年度にアドミッションセンターを設置した。アドミッションセンターにおいて「3ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき商学部のアドミッション・ポリシーを検証し、改善点等を把握した上で、「グローバル総合入試」を見据えた新たなアドミッション・ポリシーに改定し、平成29年3月に本学ホームページ上で公開した。</p> <p>また、令和3年度入学選抜試験実施に向け、令和2年4月にアドミッション・ポリシー中の入学選抜方法を改正し、同年7月末に公表した令和3年度入学選抜実施要項により入学選抜を実施した。</p>			
【改善を要する事項】			
特になし			



基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	<a href="#">5-2-1 入学者選抜の方法一覧</a>		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	<a href="#">5-2-1-01 小樽商科大学入学試験志望理由書評価要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-02 小樽商科大学入学試験調査書評価・調査要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-03 小樽商科大学入学試験面接実施要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-04 2021年度 昼間コース入学試験（学校推薦型選抜）推薦事項認定要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-05 昼間コース推薦事項認定例（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-06 2021グローバル総合入試第一次選抜評価要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-07 2021グローバル総合入試第二次選抜評価要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-08 小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程入学者選抜に係る面接実施要領（H21一部改正）（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-09 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻入学者選抜に係る面接実施要領（H29.5.10改正）（非公表）</a>		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	<a href="#">5-2-1-10 入試実施体制（非公表）</a>		
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	<a href="#">5-2-1-11 2021年度 小樽商科大学昼間・夜間主コース前期日程一般選抜実施要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-12 2021年度 小樽商科大学（夜間主コース）学校推薦型選抜・社会人入試・（昼間コース）帰国子女入試実施要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-13 2021グローバル総合入試実施要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-14 2021小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程前期入学試験実施要領（非公表）</a>		
	<a href="#">5-2-1-15 2021年度小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻博士後期課程入学試験実施要領（非公表）</a>		
<a href="#">5-2-1-16 2021年度小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻前期入学試験実施要領（非公表）</a>			
<a href="#">5-2-1-17 前期日程試験問題・解答用紙チェックリスト（非公表）</a>			
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
<a href="#">5-2-1-20 2021年度 学生募集要項グローバル総合入試（総合型選抜）（非公表）</a>			

<p>[分析項目5-2-2]                  学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること</p>	<p>・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料</p> <p><a href="#">2-1-3-06 小樽商科大学アドミッションセンター規程</a></p> <p>・学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等</p> <p><a href="#">5-2-2-01 令和3年度以降の入学選抜制度（教授会資料）</a></p> <p><a href="#">5-2-2-02 令和3年度以降の新たな入試制度について（非公表）</a></p> <p><a href="#">5-2-2-03 アントレプレナーシップ専攻組織推薦入試の募集人員変更について（非公表）</a></p>	<p>p.2（15条、16条）</p>	<p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>特になし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>特になし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・令和3年度から開始される新たな主専攻コース「グローバルコース」の入学選抜のため、新たに本学初の総合型選抜である「グローバル総合入試」を創設した。「グローバル総合入試」では、英語及び日本語による口頭試験を行うなど、本学のグローバル人材育成の目的に合致する学生を多面的・総合的に評価して選抜する。令和3年度入試では募集定員20名のところ43名の出願があり、最終的に19名を合格とした。</p> <p>・アントレプレナーシップ専攻において、北海道大学大学院（農学研究院、保健科学院、工学院、情報科学研究院、総合化学院、生命科学院）と「大学院連携によるMBA特別コース」の協定を締結し、異分野の大学院の課程に在籍中またはこれを修了した学生を毎年度最大6名まで受け入れて、アントレプレナーシップ教育を行っている。毎年度学生を受け入れており、令和元年度末までに当該コースを通じて19名が修了し、令和2年度現在は4名（科目等履修生を含む）が在籍しており、本専攻の特徴的な取組みとなっている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>特になし</p>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	<a href="#">認証評価共通基礎データ様式</a>		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-3-1] 現代商学専攻博士後期課程においては、入学定員が3名と少人数であることから、1名の増減による入学定員充足率への影響が大きくなる。なお、博士後期課程への入学者は社会人が主体であるため、長期履修制度を活用して長期間在学する学生が多くなるのも特徴であり、在籍学生数について収容定員（9名）に対する充足率は満たしている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
特になし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			
【改善を要する事項】			
特になし			

## 領域6 基準の判断 総括表

小樽商科大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	商学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	商学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：第3期中期目標期間4年目終了時評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
第3期中期目標期間においては、本学のビジョンとして「北海道経済の発展に寄与する『グローバル人材』を育成する」と定め、副専攻プログラムの導入に始まり、全国的にも例のない1年間の入学猶予を伴う「ギャップイヤープログラム」を組み込んだ主専攻プログラムへと発展させた。	<a href="#">6-3-1-01 (01)小樽商科大学のグローバル人材育成</a>		
	<a href="#">6-3-1-02 (01)グローバルマネジメント副専攻プログラム要項</a>		
	<a href="#">6-3-1-03 (01)小樽商科大学グローバルコース(主専攻プログラム)の骨子</a>		
	<a href="#">6-3-1-04 (01)小樽商科大学ギャップイヤープログラムの概要</a>		
	<a href="#">6-3-1-05 (01)2021年度ギャップイヤープログラム募集要項</a>		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>○ グローバル教育の発展          本学が目指すグローバル人材育成の第一段階として、地域に軸足を置いて世界で活躍するリーダーを育成するため、専門4学科を主専攻としながらグローバル科目及び地域志向科目からなる副専攻を履修する新たな教育プログラム「グローバル・マネジメント副専攻プログラム(略称：GMP)」を平成27年度から導入した。開始以来毎年20～25名が所属し、これまでに32名(内訳 H28：1名 H29：6名 H30：7名 R1：8名、R2：11名)の修了生を輩出しており、グローバル企業等への就職を果たしている。          また、地域社会の諸課題をグローバルな視点から分析し、実際に解決できることを目的に、平成30年度から所属する学科以外でも一定の専門領域を体系的に学ぶことができる4つの副専攻プログラム(経済学、経営情報、ビジネス法務、アカウンティング)を開始した。          このような副専攻での実績・検証を踏まえ、新たな教育課程として、令和3年度から主専攻プログラム「グローバルコース」(定員20名)を導入した。このコースは本学独自の入試制度「グローバル総合入試」によって入学者を選抜し、英語によるビジネス・経済の科目や入学前の長期海外留学制度の導入(ギャップイヤープログラム)など、グローバル人材育成を更に強力に推進するプログラムであり、本コースの修了者には、北海道、ひいては我が国の経済的発展に貢献するリーダー的役割が期待されている。</p> <p>○ ギャップイヤープログラムの導入          本学部は、文部科学省補助事業「大学教育再生加速プログラム(AP)事業テーマIV長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)」(平成27年度～令和元年度採択)の支援の下、地域や海外において多様な経験を積むことができる長期学外学修プログラムの充実を図り、より多くの学生に体系的な長期学外学修の機会を提供すべく改革を進めてきた。特に、平成29年度からは全国的にも前例のない1年間の入学猶予制度を伴うギャップイヤープログラム(本学部入学試験に合格した者が4月からの入学を1年間猶予されて学外学修を行う制度)の構築に着手し、平成30年度は試行実施として学部1年次生1名を、令和元年度は入学猶予者1名をハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジ(KCC)に派遣した。令和2年度のプログラム参加希望者は11名と大幅に増加し、うち5名を派遣候補者として内定したが、新型コロナウイルス感染拡大によりプログラムの実施は中止とした。令和3年度は「グローバル総合入試」合格者の中から選抜した5名をプログラム参加者として内定し、5月からKCCに派遣するため、TOEFL受験準備や大学での学び方を身に付ける事前教育等の諸準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、中止を決定した。参加予定者5名は全員令和3年4月から「グローバルコース」に入学している。</p> <p>○ 地域志向科目の拡充と履修者の増加          本学は、平成25年度に「地(知)の拠点整備事業(COC)」に採択されて以来、地域志向科目の開発と体系的な配置を行うとともに、学長政策経費等(地域志向型教育プロジェクトやアクティブラーニング型教育の学内公募、平成30年度においてはグローバル教育プロジェクト支援)による財政支援を行うなど、地域志向科目・学外学修の拡充に組織的に取り組んできた。これらの取り組みを通じて、令和2年度の地域志向科目は65科目となっており、平成27年度と比較して倍増している(平成27年度科目数：25科目)。</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>本学は、他大学に先駆けて第2期中期目標期間中にアクティブラーニング教室・機器を整備し、学生の能動的な学修参加を取り入れた教授法を開発・推進してきており、第3期中期目標期間にかけては実学を実践する専門教育、先進的外国語教育手法の開発、地域の人材資源を活用した教育改善に取り組んでいる。その中で、特に「大人数クラスにおけるアクティブラーニング」や「遠隔教育におけるアクティブラーニング」を中心に教育手法の開発・実践を行った。</p>	<p><a href="#">6-4-2-01 (01)グローバル戦略推進センター年報2018特集記事</a></p>		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>○ 学生による起業 実学主義を掲げる本学部の特徴的な教育のひとつとして、研究指導（ゼミナール）を中心とした学生ベンチャーの起業が挙げられる。授業で学んだ知識を実際の企業活動の中で実践する場として、会計コンサルティングやゲストハウス運営などの活動があり、起業活動数は、平成27年度3件から令和2年度8件まで増加している。</p> <p>○ アクティブラーニングの実践と検証 本学は、他大学に先駆けて第2期中期目標期間中にアクティブラーニング教室・機器を整備し、学生の能動的な学修参加を取り入れた教授法を開発・推進してきており、第3期中期目標期間にかけては実学を実践する専門教育、先進的外国語教育手法の開発、地域の人材資源を活用した教育改善に取り組んでいる。その中で、特に「大人数クラスにおけるアクティブラーニング」や「遠隔教育におけるアクティブラーニング」を中心に教育手法の開発・実践を行った。その取組内容・検証結果については、本学の「グローバル戦略推進センター年報2018」にて特集記事として掲載しているほか、「コミュニケーションを重視した大規模講義向けアクティブラーニング手法の開発」（コンピュータ&amp;エデュケーション vol.45,2018年）、「ICTを活用した2教室間における大規模講義向けアクティブラーニング」（CIEC春季カンファレンス論文集 vol.11,2020年）、「長期学外学修のデザインと実践：学生をアクティブにする」（東信堂,2019年）などの学会誌や書籍、講演等を通じて社会へ広く公表している。</p> <p>○ 学外学修プログラムの充実 文部科学省補助事業「大学教育再生加速プログラム（AP）」において、海外及び地域における長期学外学修プログラムの開発・推進に取り組んできた。これまで「事情科目（本学部での事前・事後授業と海外研修プログラムを合わせた正課科目）」、「社会連携実践Ⅰ～Ⅲ（地域の課題発見・解決に取り組むPBL型授業やインターンシップ）」及び「グローバルインターンシップⅠ・Ⅱ（留学生とともに地域ボランティアに取り組むインターンシップ）」等の長期学外学修プログラムを開発・実施してきており、令和2年度の日本学術振興会による「大学教育再生加速プログラム（AP）」最終評価結果においてS評価を獲得するなど、高い評価を得ている。本学の代表的な地域連携PBL科目である「社会連携実践（cクラス）」は、通常のカリキュラムとは異なり、年間を通じて16～20の市町村や企業の課題解決プロジェクトを実施し、年4回の成果発表会には多くの市民が来場する等、地域に浸透している。「たるっこ食堂」や「商大生レンタル」といった授業終了後に学生が自発的にプロジェクトを継続させた例もあり、連携機関や地域からの評価も高い。 また、小学3年生からの英語必修化に伴い、本学教員と市内小中学校教員から成る「小樽初中等英語教育連携協議会」を発足して連携体制を整備し、平成30年度から、教職課程に在籍する本学学生が、教育委員会に対するインターンシップ（令和元年度からはボランティア）という形で、市内小学校での英語授業補助の実習を開始した。この活動は、令和元年度から開講された共通科目「社会連携実践（bクラス）（インターンシップ・サービスマーケティング）」の枠内で正課活動として単位化した。これにより、地域連携ブリッジプログラムの中心となる「社会連携実践Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ（各2単位）」が</p>			

完成し、それぞれビジネス・インターンシップ（教育効果の高い長期インターンシップ）、サービスマーケティング（地域社会でのプレゼンス獲得のための地域ボランティア活動）、プロジェクト・ラーニング（地域との協働による課題解決型プロジェクトの実践）の各領域において、基礎、応用、発展のプログラムを提供できるようになった。

さらに、異文化理解の促進による国際的視点の獲得を目指し、「グローバルフィールドワーク」や「グローバルインターンシップ」等グローバルな視点で日本人学生と留学生が地域活性化に取り組むPBL科目を新設した。地域の単身世帯への除雪ボランティアの参加や、小中学生を対象とした英語合宿「イングリッシュキャンプ」に留学生と一緒に参加して運営のサポートをする等、地域の特徴に合わせた教育を行っている。また、外国語の講義やゼミナールでは、留学生と協力して公立水族館や美術館、博物館の要望に応じた外国語対応事業に継続的に取り組んでいる。近年は、単に観光ガイドの外国語化だけでなく、小樽の文学や歴史などの文化的背景やアジアとの歴史的繋がりを観光客に紹介する取組も行った。

#### ○ デジタルコンテンツ、オンデマンド教材の開発

PC、タブレット、スマートフォン等で、場所や時間の制約なくアクセスし、予習・授業・復習等を効率的、効果的なものとするデジタル形式学修素材（デジタルコンテンツ）の開発や、海外他大学との双方向通信型授業の取組実績をベースとして、現在、帯広畜産大学と北見工業大学との経営統合に向けた、文理横断・異分野融合型の教育プログラム実現のためのオンデマンド教材、双方向型遠隔授業の開発を進め、先進的遠隔教育システムを開発・利用することにより、超スマート社会に柔軟に対応し得る異分野融合型人材の育成を目指すこととしている。また、これらの取組により得られた経験、ノウハウは、令和2年度から新型コロナウイルス対策として遠隔授業を実施する際に多いに活用され、全学的なオンライン授業を円滑に進めることができた。

#### ○ 産業界・行政の外部連携機関数

本学がこれまでに培ってきた様々な産業界、自治体、大学等のネットワークを生かし、グローバル戦略推進センター産学官連携推進部門を中心にコーディネート活動を展開して官公庁や民間企業など学外有識者の教育参加や、共同研究等の成果を教育に還元する取組を推進している。平成20年度から開講してきた「札幌信用金庫寄附講座」に加えて、令和2年度までに、日本税理士会連合会、日本証券業協会、大手IT企業などの提供講座を新設したほか、経済同友会インターンシップ、ボランティア科目も新設しており、学外連携機関の延べ数は114機関と、平成27年度実績（27機関）の4倍以上になっている。



基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>○ 学修管理システムの全学導入            第2期中期目標期間中に整備したアクティブラーニング（AL）教室やタブレット端末等機器について、ALサポートセンターや言語センターデジタルタスク室を中心に学生への利用サポートを充実させるとともに、学修管理システム「manaba」のIDを全学生に付与し、全科目に導入した。学修管理システムは、通常授業や大人数クラスでの使用に加え、学外学修における活動記録の共有やリスク管理のツールとしても活用されており、平成30年度には教務システムと連携させることで、よりきめ細やかな学修管理、教育指導が実現した。            なお、新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度の前期授業をすべて遠隔で実施した際は、授業コンテンツの配信に「manaba」を活用し、円滑な講義配信の基盤となった。</p> <p>○ グローカル教育・アクティブラーニングの環境整備            本学が推進するグローバル人材育成の場として、平成28年度に「コラボルーム」「グローバルラウンジⅠ・Ⅱ」「学生起業サポートルーム」を整備し、日本人学生と留学生の交流の場、また、学生の起業活動を行う場を整備した。</p> <p>○ 特別修学支援室やピアサポートルームの設置と支援活動            平成28年度に北海道で初となる修学支援組織として専任教員1名及びカウンセラー2名により組織する「特別修学支援室」を保健管理センターに設置し、関係課室等と連携して、障がいのある学生に学修及び研究を行う上で必要な支援を行う体制を整備した。支援を必要とする学生の情報は、特別修学支援室長（専任教員）が学部・大学院合同教授会で報告を行い全教員に周知することで、全学的な支援体制を敷いている。また、平成29年度から特別修学支援室長の指導の下、心理学ゼミ所属学生によるピアサポート活動として「ピアサポートルーム」を開室し、履修・レポート相談、生活相談に随時応じるとともに、ゼミ選択のための相談会や学科選択のための相談会を開催するなど、幅広い観点から学生生活のサポートを実施している。なお、「ピアサポートルーム」の活動にあたっては、学生へのピアサポーター教育プログラムの実施や「北海道ピア・サポートコンソーシアム」への参加等を通じ、支援の質の向上に努めた。令和元年度末からの新型コロナウイルス感染拡大時には、主に新入生や一人暮らしの学生を対象にメンタル面でのサポートを行い、参加学生の精神的なケアにも大きく貢献している。</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>○ 「社会連携実践実施要領」、「事情科目実施要領」の策定                      通常の授業科目とは異なる授業形態である学外学修について、多面的で適切かつ厳格な成績評価を行うため、従来のシラバスにおける記載に加えて、平成29年度に地域における学外学修を行う正課科目「社会連携実践Ⅰ～Ⅲ」、短期留学を取り入れた正課科目「事情科目」についてそれぞれ実施要領を策定した。実施要領に科目の特徴に応じたスタンダードな成績評価基準を設けることで、多くの教員が担当できる運用体制が整備された。</p>			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	<a href="#">6 (01)領域6別紙様式</a>		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	<a href="#">6 (01)領域6別紙様式</a>		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>○ 同窓会からの支援と高い就職率                      本学は全国でも有数の同窓会ネットワークを有しており、さまざまな財政的・人的支援の一環として、「緑丘企業等セミナー」等の充実したキャリア支援を行っている。本学の第3期中期目標期間における就職率は、平均98.9%と安定して高い水準を保持しており、本学の就職力は全国的にも高い評価を得ている。（実就職率ランキング 全国国立大学のうち8位（AERA就職力で選ぶ大学2019）、就職力を入れている大学 全国国立大学のうち9位（大学通信2018調査）等）</p> <p>○ 卒業後3年・10年の卒業生に対する動向調査                      平成29年度から、本学で身に付けた能力及び資質並びに当該能力等の実社会での有用度を検証するため、卒業後3年・10年を経過した卒業生に対し動向調査を行い、データを蓄積している。これまでの調査結果では、本学部のディプロマ・ポリシーに掲げている能力のうち、①「広い視野及び豊かな教養と倫理観にもとづいて行動できる力」及び②「専門知識を組み合わせ実践的に活用することにより、実社会の様々な問題を自発的に解決できる力」を社会生活で重要な知識・スキルと考える卒業生は90%以上おり、これらの能力を在学中に一般的なレベル以上に身に付けることができたとする卒業生は①は90%以上、②は75%以上に上っている。また、本学のグローバル人材育成における各プログラムの実施体制の整備・充実により、在学中に地域でのボランティア活動を行った者は、平成19年度卒業生9.6%に対し平成27年度卒業生24.3%と大幅に上昇し、海外活動経験をした者も、平成20年度卒業生7.5%に対し平成28年度卒業生19.0%と2倍以上となった。ボランティア活動や海外活動を通じて身に付いた力については、「留学で訪れた国・地域への理解・関心」は平均95%、「ボランティア活動で訪れた地域への理解・関心」は平均75%となった。</p> <p>○ 本学卒業生が在籍する企業へのアンケート調査                      これまで実施してきた企業訪問によるヒアリング調査を発展させ、平成30年度より、本学卒業生が在籍する企業の人事担当者に対するアンケート調査を実施している。「企業が本学の学生に求める能力」と「実際の本学卒業生がその能力を備えていたか」等の設問を設け、58社から回答を得た。その結果、本学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「広い視野及び豊かな教養と倫理観にもとづいて行動できる力」、「専門知識を組み合わせ実践的に活用することにより、実社会の様々な問題を自発的に解決できる力」は特に学生に求める能力であることを確認するとともに、実際に採用した本学卒業生はこれらの能力において「期待以上の水準にある」と回答した企業が約50%であった。「概ね期待通りの水準にある」とした企業を含めると約90%にのぼり、本学の人材育成は一定の評価を得ている。</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：第3期中期目標期間4年目終了時評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
アントレプレナーシップ専攻では、文部科学省「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXTプログラム）」の一環として、平成30年度から北海道大学との合併講義「特殊講義Ⅲ（Demola program）」を開講した。本講義では実際の企業が有するリアルな課題に対して学生と企業が共同して解決策を練り上げていくことにより、課題分析と強い説得力を有するプランの構築といった統合ビジネススキルを身につけた人材の育成が図られている。	<a href="#">6-3-1-01 (02)アントレプレナーシップ専攻特殊講義Ⅲ</a>		
	<a href="#">6-3-1-02 (02)次世代アントレプレナー育成プログラム</a>		
【優れた成果が確認できる取組】			
アントレプレナーシップ専攻では、これまでのカリキュラムの自己点検・評価結果を踏まえ、企業倫理、医療経営、公共経営などの社会ニーズや社会構造の変化に的確に応えるため、科目の改廃を行い、平成28年度入学生から新たなカリキュラムを実施した。この新カリキュラムでは、必修科目である「基本科目」に「ビジネス倫理」を新たに設置し、「基礎科目」には「経営組織Ⅲ（戦略的人的資源管理）」を新たに設置して人的資源関連科目の充実と職業倫理の涵養を図っている。			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
アントレプレナーシップ専攻では、「ビジネスシミュレーション」等の実践科目や発展科目の一部に、基準を満たした修了生をチームティーチングの一員として関与させている。修了生の教育参加により、より実践的な教育を学生に提供でき、同時に、修了生との関係を継続して維持するという点でも有効に機能している。	<a href="#">6-4-2-01 (02)アントレプレナーシップ専攻ビジネスシミュレーション</a>		
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	<a href="#">6 (02)領域6別紙様式</a>		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	<a href="#">6 (02)領域6別紙様式</a>		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
特になし			